

誓約書

私は、「広島市公共交通事業者等支援金（以下「支援金」）」交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

2 この申請に関して

- (1) 申請内容は事実に相違なく、支給要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。また、支援金の返還に伴い広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会から加算金や遅延金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- (2) 広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、市または実行委員会等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- (3) 国、広島県、市町、警察、税務機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

3 その他

- (1) 今後も対象事業を継続する意思があります。
- (2) 支援対象期間において、燃料費高騰分のすべてを運賃等に転嫁していません。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印